

2019年4月10日

文部科学大臣
柴山 昌彦 様

全日本教職員組合（全教）
中央執行委員長 小畑 雅子

日本国憲法が保障する基本的人権を擁護し、 教職員の政治活動の自由を保障することを求める申し入れ

2019年は4月に統一地方選挙、7月には参議院議員選挙が行われます。安倍政権に対する国民の審判が下される意味合いを持つ選挙となります。同時に、今後の政治、教育のあり方に大きな影響を与える選挙であり、国民一人ひとりの政治活動の自由が保障され、主権者の意思表示によって国政の方向が決定されるという民主主義の発揮が求められています。

文部科学省は、この間の統一地方選挙や国政選挙等にあって、「教職員の選挙運動の禁止等について（通知）」を発出し、都道府県教育委員会等を通じた周知徹底を求めてきました。全教は、選挙のたびに発出されてきた「教職員等の選挙運動の禁止等」を求める通知について、法令にも抵触していない正当な政治活動を抑圧し、憲法に保障された基本的人権をないがしろにするものと厳しく批判してきたところです。しかも、2月22日付で出された今回の通知は「高等学校等の生徒が公職選挙法等の法令に違反することがないように指導し、選挙運動その他の政治的活動について適切に対応するとともに、政治的教養の教育に当たっては、学校の政治的中立性の確保に留意すること」としています。このことは、文科省が教職員や生徒達に信頼を寄せるのではなく、管理し服従を強いる対象とし、教育を政権の思惑に沿って政治的に支配しようとするものです。

2012年12月7日に出された最高裁判決では、国家公務員の政治活動を禁止した国家公務員法や人事院規則によって「禁止の対象とされるのは、公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれを実質的に認められる政治的行為に限られ、このようなおそれが認められない政治的行為や本規則が規定する行為類型以外の政治的行為が禁止されるものではない」「職務と全く無関係に、公務員により組織される団体の活動としての性格もなく行われたものであり、公務員による行為と認識し得る態様で行われたものでもないから、公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが実質的に認められるものとはいえない」と断じています。文科省通知は、この判決の趣旨を十分に踏まえたものとはいえないのです。

また、教育基本法第14条は「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない」としており、そのことを踏まえた教育活動が全国で行われています。正当な教育活動に対して、通知にある「教育の政治的中立性を疑わしめる行為」「信用失墜行為の禁止に抵触する可能性」という言葉で委縮を生じさせること等は教育の充実に逆行するものであり、避けなければなりません。

すべての国民には、主権者としての重要な権利として政治活動の自由に関する保障がなされており、教育公務員といえどもその例外ではありません。憲法が保障する政治活動の権利を擁護する立場から、以下のことについて申し入れます。

記

- 1、一切の政治的活動を否定する「通知」を撤回すること。
- 2、文部科学省として、憲法で保障された教職員の正当な政治活動の自由を保障する立場に立った行政を行うこと。
- 3、高校生の政治活動の自由を保障する立場に立った施策をすすめること。

以上